

ID: 394

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	介護予防サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第53条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第53条第7項にて準用する法第41条第2項並びに省令第85条において準用する省令第62条の規定による省令第6条、第8条、第11条及び第13条の規定による。 (介護予防サービス費の支給) 第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第8項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 以下 略 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (準用) 第85条 第62条、第63条及び第65条の規定は、居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費の支給について準用する。この場合において、第62条第1項中「第6条、第8条又は第11条」とあるのは「第22条の5、第22条の7又は第22条の11」と、第62条第2項中「第13条」とあるのは「第22条の13」と、第65条中「第41条第8項」とあるのは「第53条第7項において準用する法第41条第8項」と、「同条第4項第1号又は第2号」とあるのは「法第53条第2項第1号又は第2	

号」と読み替えるものとする。

(居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)

第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

(法第8条第4項の厚生労働省令で定める基準)

第6条 法第8条第4項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第8条第5項の厚生労働省令で定める基準)

第8条 法第8条第5項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第8条第8項の厚生労働省令で定める基準)

第11条 法第8条第8項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第8条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者)

第13条 法第8条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者とする。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 11 日